

令和 2 年度			
受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 課名 みなとみらい21推進課 担当者 稲荷田 裕司 係名 電 話 045-671-3612
<h1>設 計 書</h1>			
1 委 託 名	令和2年度高島水際線デッキ地質調査業務委託		
2 履 行 場 所	横浜市西区みなとみらい六丁目4番地先		
3 履行期間 又は期限	<input type="checkbox"/> 期間 <input checked="" type="checkbox"/> 期限 令和2年9月30日まで		
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	<hr/> <hr/>		
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分、場所)		
7 委託概要	1. 機械ボーリング：1式、2. サンプルング：1式、 <hr/> 3. サンディング及び原位置試験：1式、4. 土質検査：1式、 <hr/> 5. 運搬費：1式、6. 準備費：1式、7. 仮設費：1式、 <hr/> 8. 安全費：1式、9. 解析等調査業務：1式 <hr/> <hr/> <hr/>		

適用年版	令和2年3月1日基準
施工地域・工事場所区分	
適用工種	
調整区分	

※設計記載内容の注意事項

この設計書は新積算システムの施工単価等のコードを使用しています。
この設計書に記載されている[入力条件]は、積算のための考え方を示したものであり
契約事項ではありません。
なお、直接金額を入力する[入力条件]については「@」と表示しています。
施工パッケージ型積算方式において使用する適用基準は、土木工事標準積算基準書
(土木工事編)積算参考資料に記載のとおりです。
また、「【 】」で囲われている[入力条件]は、実数入力条件を示しています。

委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務								
地質調査業務(一般調査)				式	1			
直接調査費				式	1			
機械ボーリング				式	1			第 3001 号 内訳書
サンプリング				式	1			第 3002 号 内訳書
サンディング及び原位置試験				式	1			第 3003 号 内訳書
土質試験				式	1			第 3004 号 内訳書
電子成果品作成費(率計上額)				式	1			直接調査
直接調査費計				式	1			
間接調査費				式	1			
運搬費				式	1			第 3910 号 内訳書
準備費				式	1			第 3915 号 内訳書
仮設費				式	1			第 3920 号 内訳書
安全費				式	1			第 3930 号 内訳書

委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
旅費交通費(率計上分)				式	1			
施工管理費(率計上額)				式	1			
間接調査費計				式	1			
(直接調査費+間接調査費)計				式	1			
諸経費				式	1			
地質調査業務価格				式	1			
地質調査(解析)業務								
地質調査業務(解析等調査)				式	1			
直接業務費				式	1			
解析等調査業務				式	1			第 4001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)				式	1			
電子成果品作成費(率計上分)				式	1			概略、予備、詳細設計
直接原価計				式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
その他原価				式				
					1			
一般管理費等				式				
					1			
地質調査（解析）業務価格				式				
					1			
合計業務価格				式				
					1			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1			
業務費計				式				
					1			

第 3001 号 機械ホ-リング

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00003 土質ホ-リング (ノコア) DI201005 [入力条件]... φ 116mm, 粘性土・シルト, 50m超80m以下, 鉛直下方	m	36			①
00004 土質ホ-リング (ノコア) DI201005 [入力条件]... φ 116mm, 砂・砂質土, 50m超80m以下, 鉛直下方	m	3			①
00013 土質ホ-リング (ノコア) DI201005 [入力条件]... φ 116mm, 固結シルト・固結粘土, 50m超80m以下, 鉛直下方	m	12			①
00014 土質ホ-リング (ノコア) DI201005 [入力条件]... φ 116mm, 粘性土・シルト, 50m超80m以下, 鉛直下方	m	36			②
00015 土質ホ-リング (ノコア) DI201005 [入力条件]... φ 116mm, 砂・砂質土, 50m超80m以下, 鉛直下方	m	3			②
00016 土質ホ-リング (ノコア) DI201005 [入力条件]... φ 116mm, 固結シルト・固結粘土, 50m超80m以下, 鉛直下方	m	12			②
合 計					

第 3002 号 サンプリング

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00030 デニソンスンプリング DI201020	本	2			
合 計					

第 3003 号 サウンディング及び原位置試験

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00001 標準貫入試験 DI201030					①
[入力条件]・・・粘性土・シルト	回	36			
00017 標準貫入試験 DI201030					①
[入力条件]・・・砂・砂質土	回	3			
00018 標準貫入試験 DI201030					①
[入力条件]・・・固結シルト・固結粘土	回	12			
00019 標準貫入試験 DI201030					②
[入力条件]・・・粘性土・シルト	回	36			
00020 標準貫入試験 DI201030					②
[入力条件]・・・砂・砂質土	回	3			
00021 標準貫入試験 DI201030					②
[入力条件]・・・固結シルト・固結粘土	回	12			
00035 孔内水平載荷試験 DI201035					
[入力条件]・・・普通載荷(2.5MN/m2以下)	回	2			
合 計					

第 3004 号 土質試験

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00038 Z141000101 土粒子の密度試験 3個/試料	試料	2			
00039 Z141000102 土の含水比試験 3個/試料	試料	2			
00040 Z141000103 土の粒度試験 粘性土 沈降分析(ふるい分析含む)	試料	2			
00041 Z141000108 土の液性限界試験 4~6点/試料	試料	2			
00042 Z141000109 土の塑性限界試験 3個/試料	試料	2			
00043 Z141000110 土の湿潤密度(単位体積重量)試験 A法(寸法測定法), 3個/試料	試料	2			
00044 Z141000115 三軸圧縮試験 UU試験, 3供試体/試料	試料	2			
00045 Z141000112 土の圧密試験 段階載荷, 1供試体/試料	試料	2			
合 計					

第 3910 号 運搬費

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00006 WI505005 資機材運搬 [入力条件]・・・クレーン装置付2.9t吊 2t 積, 【1 時間】	台・日	2			
合 計					

第 3915 号 準備費

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00007 準備及び跡片付け	業務	1			
00036 調査孔閉塞	箇所	2			
合 計					

第 3920 号 仮設費

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00008 平坦地足場	箇所				
[入力条件]・・・高さ0.3m以下, 50m超80m以下		2			
合 計					

第 3930 号 安全費

内訳書

1式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00009 環境保全(仮囲い)	箇所				
		2			
合 計					

第 4001 号 解析等調査業務

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0203

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00025 既存資料の収集・現地調査 DI201135	業務				
[入力条件]…【2 本】，【0 本】		1			
00026 資料整理とりまとめ 解析調査 DI201140	業務				
[入力条件]…【2 本】，【0 本】		1			
00027 断面図等の作成 解析調査 DI201150	業務				
[入力条件]…【2 本】，【0 本】		1			
00028 総合解析とりまとめ DI201160	業務				
[入力条件]…【2 本】，【0 本】， 4～5種		1			
00029 打合せ等(地質調査業務) DI205005	業務				
[入力条件]…有,無,無,【3 回】		1			
合 計					

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

☑ 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>
- (3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutuu-siyousyo.html>

- (4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

- (5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjohohogoseido.html>

- (6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、委託者が受託者に業務委託した、「令和2年度高島水際線デッキ地質調査業務委託」に関して適用する。

(準則)

第2条 受託者は、委託された業務を履行するにあたり、横浜市契約規則を遵守するとともに、委託契約図書（契約書、委託契約約款、設計図書をいう。）に基づくものとする。

(目的)

第3条 本業務委託は、高島水際線デッキの設計を行うにあたり、デッキ橋脚の基礎を設置する場所の地質の調査を行い、現況の地質状況を高島水際線デッキの設計に反映させるために行うものである。

(履行場所)

第4条 西区みなとみらい六丁目4番地先（別添案内図参照）

(履行期限)

第5条 本業務委託の履行期限は令和2年9月30日とする。

(内容)

第6条 本業務委託の内容は次の通りである。

1 機械ボーリング：1式

- (1)土質ボーリング（ノコア）粘性土・シルト：36m×2箇所
- (2)土質ボーリング（ノコア）砂・砂質土：3m×2箇所
- (3)土質ボーリング（ノコア）固結シルト・固結粘土：12m×2箇所

2 サンプルング：1式

- (1)デニソンサンプルング：2本

3 サウンディング及び原位置試験：1式

- (1)標準貫入試験 粘性土・シルト：36回×2箇所
- (2)標準貫入試験 砂・砂質土：3回×2箇所
- (3)標準貫入試験 固結シルト・固結粘土：12回×2箇所
- (4)孔内水平載荷試験：2回

4 土質試験：1式

- (1)土粒子の密度試験：2試料
- (2)土の含水比試験：2試料
- (3)土の粒度試験：2試料
- (4)土の液性限界試験：2試料
- (5)土の塑性限界試験：2試料
- (6)土の湿潤密度(単位体積重量)試験：2試料
- (7)三軸圧縮試験：2試料
- (8)土の圧密試験：2試料

5 運搬費：1式

- (1)資機材運搬：2台・日

6 準備費：1式

- (1)準備及び跡片付け：1業務
- (2)調査孔閉塞：2箇所

7 仮設費：1式

- (1)平坦地足場：2箇所

8 安全費：1式

- (1)環境保全(仮囲い)：2箇所

9 解析等調査業務：1式

- (1)既存資料の収集・現地調査：1業務
- (2)資料整理とりまとめ解析調査：1業務
- (3)断面図等の作成 解析調査：1業務
- (4)総合解析とりまとめ：1業務
- (5)打合せ等(地質調査業務)：1業務(着手時、中間3回、納入時)

(業務履行方法)

第7条 業務の履行にあたっては、作業方法、作業時期等について監督員と十分に協議し、作業の進捗状況について監督員に適宜報告しなければならない。また、受託者は本業務の履行中に知り得た情報については、いかなる理由があっても委託者の承認なしに他に漏らしてはならない。

(成果品)

第8条 本業務委託の成果品については、以下のとおりとする。

- (1) 報告書(A4またはA3ファイル綴じ) 1部

- | | |
|----------------------------|---------|
| (2) 電子媒体 (CD-R もしくは DVD-R) | 正副各 1 部 |
| (3) その他監督員が指示したもの | 1 式 |

(成果品の取扱い)

第 9 条 成果品については全て委託者の所有とし、委託者の承認なしに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

(成果品の納入先)

第 10 条 成果品の納入先は、都市整備局みなとみらい 2 1 推進課とする。

(補則)

第 11 条 この特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

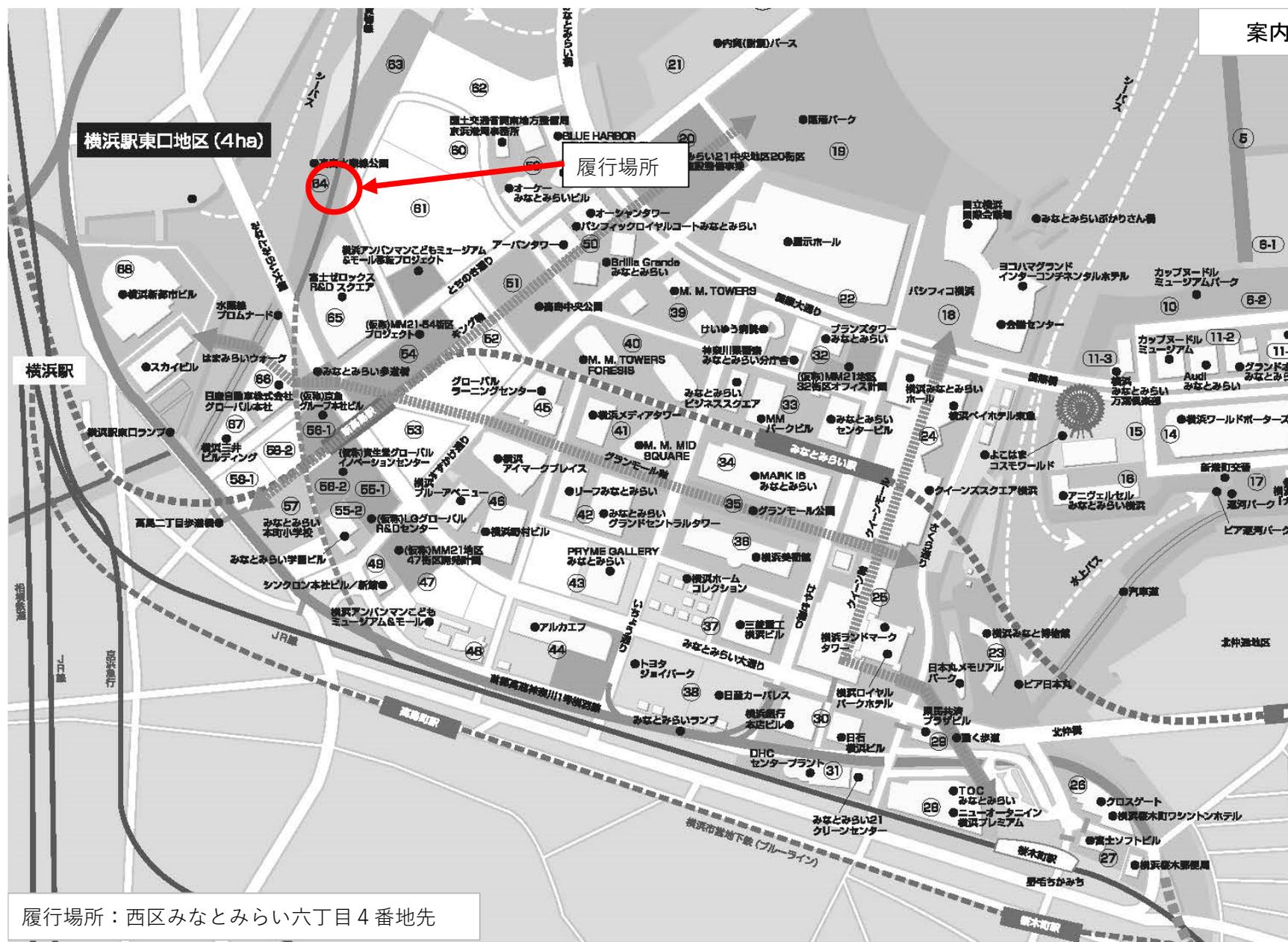
(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

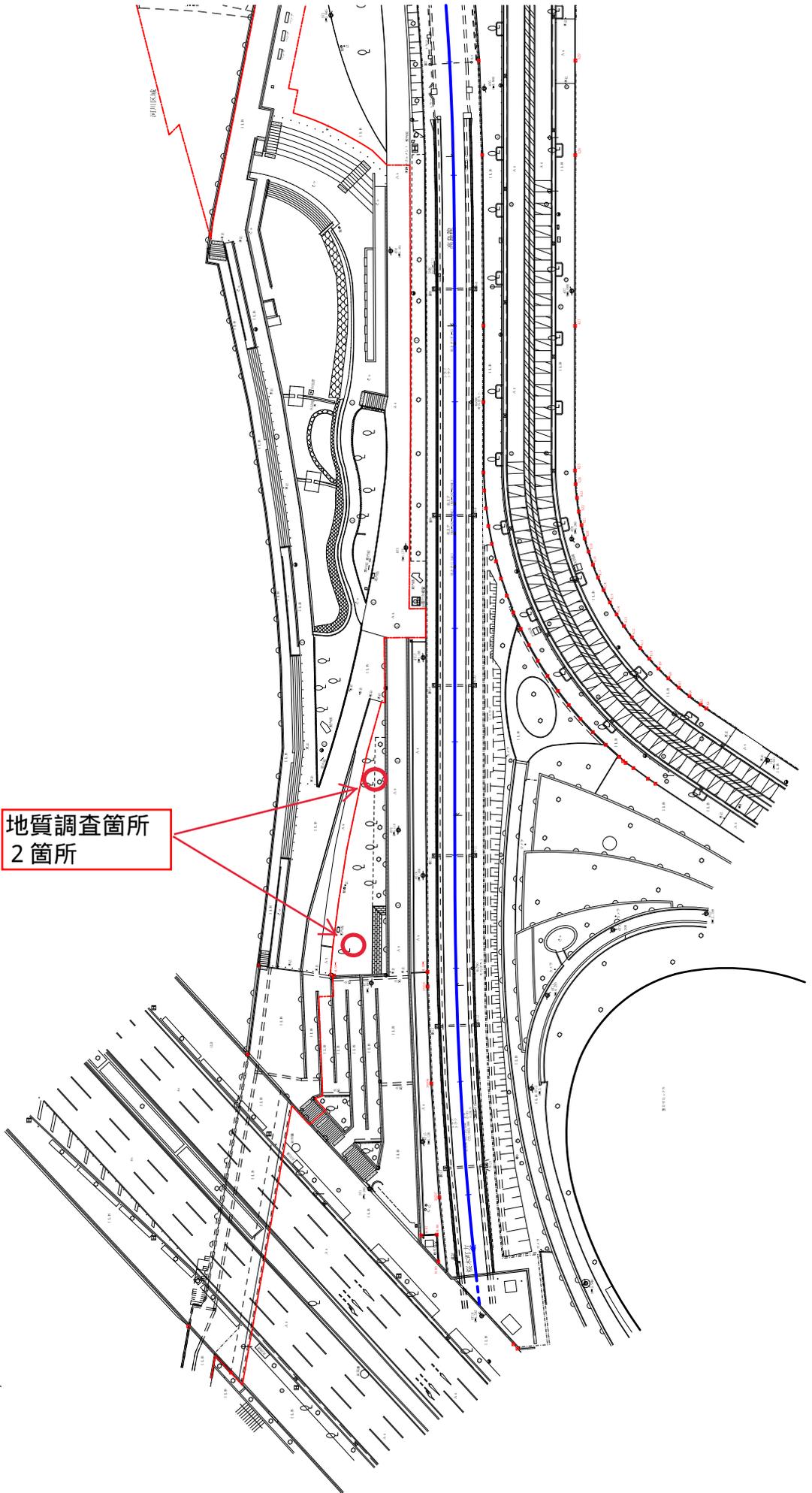
(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。



履行場所：西区みなとみらい六丁目4番地先



地質調査箇所
2箇所